

うるま市議会議員選挙投票日

9月30日(日)

午前7時～午後8時

市議会議員選挙は、9月23日に告示、9月30日が投票日です。この選挙は、向こう4年間、私たちの声を直接市政に反映させる代表を選ぶ大切なものです。必ず投票にいきましょう。

▼投票できる人

平成12年10月1日までに生まれた方で、住所要件は平成30年6月22日までにうるま市に転入届出をし、引き続きうるま市に居住している方が投票できます。

▼期日前投票

用務等のため、投票日に投票できない見込みの方は、投票日前に期日前投票所において投票できます。

今回の選挙から、これまでの期日前投票所に加え、石川出張所と勝連シビックセンターでも期日前投票が行えるようになりました。

期日前投票される方は、入場券ハガキの裏面に必要事項を記入のうえご持参ください。

【うるま市議会議員選挙 期日前投票所一覧】

| 期日前投票場所 | 投票ができる期間及び時間 |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 選挙管理委員会事務局 (本庁舎西棟地下) | 9月24日(月)～9月29日(土) 午前8時30分～午後8時 |
| 市役所石川出張所 | 9月24日(月)～9月28日(金) 午前9時～午後8時 |
| 勝連シビックセンター | |

※本庁舎と他の投票所は、投票できる期間及び時間が異なりますのでご注意ください。

▼不在者投票

仕事や旅行で他市町村に一時的に滞在中の方、指定の病院や施設に入院(入所)中の方の不在者投票は、選挙管理委員会でご受け付けします。

※本市を離れて修学する学生の住所は、1年以上にわたり修学のため本土の寮や下宿などに居住する学生の住所については、特別の事情がない限り学生生活を営んでいる場所とされています。

このような学生は、本市に住民登録があっても本来選挙人名簿に登録されるべきでないため、投票できません。修学の地に住民登録を異動しなければなりません。

▼郵便等投票

身体障害者手帳、介護保険被保険者証及び戦傷病者手帳をお持ちで障害や等級の要件に該当する方は、郵便を利用して自宅などで投票ができる制度があります。

この郵便等投票制度を利用する場合、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

なお、この制度による投票用紙の請求は投票日の4日前までに郵便等投票証明書を添えて行う必要がありますので注意してください。

※詳細については選挙管理委員会へお問合せください。

▼代理投票

手や目が不自由などの理由で、自分で字が書けない人は投票所で投票管理者に申し出てくださいます。係員が代筆いたします。



**選挙運動のために
ポスター・のぼり・横断幕等を
貼り付けるのは禁止されています。**

うるま市議会議員選挙において、任期満了の6ヶ月前の日から選挙期日までの期間(平成30年4月19日～平成30年9月30日)は、公職の候補者又は公職の候補者になるうとする者の氏名や、氏名が類推されるような政治活動用ポスターの掲示は禁止されています(公職選挙法第143条第16項及び第19項)。

【お問合せ先】

うるま市選挙管理委員会

0973-4332